

福祉公安委員会会議記録（第1号）

令和7年12月18日

福島県議会

## 1 日時

令和7年12月18日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 1時55分 散会

## 2 場所

福祉公安委員会室

## 3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

## 4 出席委員

委員長	今井久敏	副委員長	佐藤徹哉
委員	瓜生信一郎	委員	佐藤政隆
委員	佐藤雅裕	委員	大場秀樹
委員	水野さちこ	委員	水野透
委員	渡部英明		

## 5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

### 今井久敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶を述べる。

さきの臨時会において本委員会の委員長に選任された今井久敏である。まず、佐藤副委員長をはじめ各委員においては、今後2年間、委員会の活発かつ円滑な運営のために協力をよろしく願う。また、執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政進展に努めるとともに、委員会運営についても特

段の協力を願う。

初めに、委員席の決定については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、水野透委員、渡部英明委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外15件、議員提出議案第123号外9件及び請願4件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程(案)のとおり進めたいが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより保健福祉部の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず、各委員の紹介を行うが、佐藤徹哉副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

今井久敏委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課伊藤主事、政務調査課吉田主査である。

続いて、執行部側の職員について紹介を願う。

(部参事以上の職員は自己紹介、その他の職員は政策監より紹介)

今井久敏委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外13件を一括議題とする。

直ちに、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

(別紙「12月県議会定例会福祉公安委員会保健福祉部長説明要旨」により説明)

今井久敏委員長

続いて、こども未来局長の説明を求める。

こども未来局長

(別紙「12月県議会定例会福祉公安委員会こども未来局長説明要旨」により説明)

今井久敏委員長

続いて、保健福祉総務課長の説明を求める。

保健福祉総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

今井久敏委員長

続いて、障がい福祉課長の説明を求める。

障がい福祉課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

今井久敏委員長

続いて、食品生活衛生課長の説明を求める。

食品生活衛生課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

今井久敏委員長

続いて、子育て支援課長の説明を求める。

子育て支援課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

今井久敏委員長

続いて、児童家庭課長の説明を求める。

児童家庭課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

今井久敏委員長

以上で説明が終わったので、ここで暫時休憩とする。

再開は、午後1時とする。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

今井久敏委員長

再開する。

これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

水野さちこ委員

保33ページの条例改正で、条項を新たに規定する背景を聞く。また、本県の虐待発生状況を聞く。

子育て支援課長

認定こども園の職員の園児虐待等の禁止については、現行条例にも規定されているが、国の基準改正に伴い、条例を改正しようとするものである。全国で虐待が発生していることから法改正されたと認識しているが、今年度、本県ではそのような事案は発生していない。

今井久敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

大場秀樹委員

犬や猫に関して、救える命は助けたいとの思いで令和6年6月定例会から一般質問で何回か取り上げている。本県は、過去には47都道府県で最大の殺処分数であっ

たが、県及び関係団体の協力により殺処分数は大幅に減ったとの報道もあり、今年6月定例会において、引き続き犬猫の殺処分の削減に向けて譲渡事業の推進を図るべきだと述べた。それに対して、離乳前等の子猫を譲渡できる規定を設けると答弁があったが、その後の譲渡状況について聞く。

食品生活衛生課長

離乳前の子猫については、令和7年4～10月末現在で85匹譲渡した。

大場秀樹委員

6月定例会で私が質問した翌日に新聞報道があり、私の元には感謝の言葉だけではなく、低月齢の子猫が母猫と別々になることで体調が不安定になり病気になるのではないかと、無償で譲渡しても里親がワクチン接種や避妊去勢手術を行うのか懸念があるなどの不安の声も寄せられた。実際に譲渡を進める上で、県民の不安をどのように認識しているのか。

食品生活衛生課長

確かに子猫が親猫から離れると病気にかかりやすい。県では、動物愛護センターに收容される子猫については、今年度から一時預かりボランティア制度を始めた。動物愛護センターの收容能力数を超える子猫を保護した場合、月齢3か月以上までボランティアが育てた後、同センターがワクチン接種や避妊去勢手術を行い譲渡を進める取組である。ただし、同センターで保護した段階で衰弱しており殺処分せざるを得ない子猫もいる。ボランティアや里親希望者には獣医師もおおり、衰弱している子猫の預かりや譲渡により、少しでも殺処分数を減らすよう取り組んでいる。

大場秀樹委員

引き続き、殺処分数削減を目指して頑張ってもらいたい。

介護現場における生産性向上について聞く。今年6月定例会で質問した際に、介護ロボット等へ補助を行っているかと答弁があった。数年前に2か所ほど補助金交付先を視察したが、使い勝手が悪いため使用されずほこりを被っていた。介護ロボットの技術は日々進化しているが、今はどのような状況にあるのか。また、補助しても使われなければ意味がないが、その辺りをどのように認識しているのか。

高齢福祉課長

県では、主に対象機種を導入経費を補助する取組を行っている。加えて、昨年7月にふくしま介護生産性向上支援センターを開設し、導入に向けたアドバイスを

っている。間接業務をいかに圧縮していくかが取組の根本にあり、例えば見守りセンサーの設置により夜間の見守り業務を圧縮し、その分昼間の直接的な介護ケアに充てるとの考えで導入を進めている。センター等に相談があれば導入の手順や課題に即した導入の在り方を助言する。

大場秀樹委員

聞き方が悪かった。数年前の介護ロボットが介護現場で山積みになっている。例えば6月定例会では介護ロボットの出張展示会を行っているとの答弁があったが、介護ロボットは技術革新が進んでいるのか。

高齢福祉課長

機器の進歩は目覚ましいものがあり、先ほど述べた見守りセンサーについても、従前は寝ているか離床しているかの判断くらいだったが、現在は基本的なバイタルや起床の予兆も把握できる。そのような機器を、厚生労働省だけでなく経済産業省も含めてカタログ化する動きがあり、今後その中から各現場の課題に応じた機器を導入する流れになると思う。

大場秀樹委員

昨年、東京都の社会福祉法人善光会を視察した。日本全国のモデルケースになっており、一番驚いたのは、入居者の腹部にセンサーを貼ることにより排泄の時間を予測して知らせる機能である。そのように日進月歩している分野もあるが、介護ロボットに関しては、いまいち進歩していないとの認識があったため聞いた。

ふくしま介護生産性向上支援センターの人員体制と業務内容を聞く。

高齢福祉課長

センター業務は、郡山市にある（一財）ふくしま医療機器産業推進機構に委託している。現時点で2名がセンター業務に携わっており、相談業務、出張による伴走支援、イベントでの機器の展示、研修会などを行っている。また、モデル事業として、課題の抽出から機器の導入までを伴走支援し、センターで成果報告会を実施することで、好事例を県内に横展開するなどの取組を総合的に実施している。

渡部英明委員

部長説明にあった、医師確保計画推進事業について3つ聞く。

1つ目は、いつ時点の赤字に対する補助なのか。

2つ目は、新設して間もない、もしくは今後新設予定の診療所に対する補助の具

体的な方策を聞く。

3つ目は、国の医師偏在対策支援の予算の活用に関して、補助事業の今後の継続性を聞く。

医療人材対策室長

1つ目、令和7年4月から8年3月までの収支において赤字が出た場合に、補助対象とする予定である。

2つ目、補助率は基本的には赤字額の3分の2を予定している。ただし、医療機能が集積している福島市及び郡山市においては、補助率を3分の1とする予定である。

3つ目、事業の継続性については、国の概算要求で来年度の本事業の予算が計上されており、県としても継続して診療所の開業や承継を支援したいと考えている。

渡部英明委員

令和7年度決算の赤字に対する補助だと思うが、例えば新設の診療所が8年4月に赤字を解消し9年3月の時点で赤字の場合、8年3月時点の決算に対しての補助となるのか。

医療人材対策室長

国から具体的内容が示されておらず、これから制度設計するが、基本的には年度ごとに赤字が出た場合の支援を考えている。

瓜生信一郎委員

先ほどの条例改正に関する質疑で、職員の虐待はなかったとの答弁があり、こども未来局長からは、児童相談所における虐待相談対応件数1,868件で、前年度と比較して40件減少したと説明があったが、相談者の傾向、指導内容を具体的に説明願う。

児童家庭課長

児童への虐待に係る通報件数の内訳は、家庭での心理的虐待が1,254件で最多であり、次いで身体的虐待が377件、ネグレクトが210件、性的虐待が27件で、合計1,868件である。警察からの通報が一番多く、学校や施設からの通報も多い。

瓜生信一郎委員

警察からの通報が一番多いとのことであるが、通報受理後の対応について聞く。

児童家庭課長

警察から通報があれば、直ちに児童相談所に対応する。早期に対応するため児童虐待対応チームをつくっており、チームで初動対応に当たる。

瓜生信一郎委員

通報対応後の改善報告がなければ何のためにやっているのか分からないが、改善報告などの件数を聞く。

児童家庭課長

児童虐待を行った家庭に対しては、相談や一時保護により子供の安全を守っている。家庭に戻せないと判断した場合には、施設への入所や里親に預けることで子供の安全を守りつつ、家族指導を行い改善を求めている。改善件数については手元に資料がないが、改善することもある。

瓜生信一郎委員

子供たちの命を守ることが一番重要だと思う。こども未来局長の説明のとおり早期発見するため、警察だけではなく近隣住民の目もしっかりと活用しながら取り組んでほしいが、どうか。

児童家庭課長

早期発見は大変重要である。当課では、教育現場との連絡、市町村の体制整備のための研修及び県民への普及啓発活動を行っている。また、児童相談所虐待対応ダイヤル189で24時間通報を受け付けている。

瓜生信一郎委員

件数が昨年度よりも40件減少しているが、傾向を聞く。

児童家庭課長

通報件数はまだまだ多い状況にあり、昨年度は過去6番目に多かった。一番多い相談内容は心理的虐待に係る警察からの通報であるが、徐々に減少している。一方で、家族や児童福祉施設、医療機関からの通報が増加している。

瓜生信一郎委員

子供の命を守ることが一番重要であり、子供が苦しまないように、県として早期発見及び件数の減少に尽力願う。要望である。

佐藤政隆委員

今回も介護職員の処遇改善支援の経費を計上しているが、5年間で約7,600人の介護職員が離職しており、介護現場では職員の不足感があると思う。さらに、高齢

化率の上昇に伴い、介護職員に対する要望は今後増加すると思うが、その辺りの状況をどのように把握しているのか。

社会福祉課長

介護職員数について、第9次福島県介護保険事業支援計画で目標値を定めており、令和5年度は目標に対して403人の不足であった。当課では、福島県介護人材確保戦略を策定して、イメージアップやマッチングの取組を進めている。公益財団法人介護労働安定センターの調査では、訪問介護職員は採用率が9.8%、離職率が8.3%、介護職員は採用率が14.1%、離職率が14.1%であった。雇用している施設側でも、不足と感じている施設が訪問介護職員については78.4%、介護職員については68.2%であり、県も施設側も職員不足を認識している。

佐藤政隆委員

高齢化が進むと、介護職に対する要望が当然増加すると思う。5年間で離職した7,600人が介護現場に戻るとも限らない。今までの処遇改善の取組に対してなかなか改善しないことについて、どのように認識しているか。

社会福祉課長

人材の採用や定着に向けた取組について答弁する。採用については、介護福祉士の資格を取得する者への補助や貸付けを行っており、定着については、新たに介護職員となった者に対する知事からの表彰などにより、職員のモチベーション維持や、やりがいを改めて知ってもらうよう取り組んでいる。

佐藤政隆委員

過去の処遇改善としては、施設側に補助する形であり、実際には介護職員の処遇改善に至らないこともあったと思うが、今回も同様の形で制度をつくっているため、しっかりと介護職員の処遇改善を果たすとともに、不足感を和らげることが必要だと思う。補助金を交付して終わりではなく、その後の使途まで確認しなければ介護現場は改善しないと思うが、どのように対応していくのか。

高齢福祉課長

今回の処遇改善対策についても、国の経済対策を受け、昨年度にさらに上乗せする形で支援金を給付する。さらに、重点支援交付金を活用した物価高騰対策も併せて実施することで相乗的に支援していく。今年度、全国知事会の代表として知事が国に出向き、介護報酬の臨時改定及び緊急的な財政支援を要請した。国が12月補正

予算で緊急的な経済対策を実施することを受け、我々もスピード感を持って12月補正予算を計上した。きちんと現場に届くような形で支援金を給付できるよう対応したい。

#### 佐藤政隆委員

介護現場で職員が継続的に働ける環境の整備も必要であるため、過去、そして今回の経済対策も含めて措置後の状況も見てほしい。介護現場に不足感が生じないよう、よろしく願う。

県立病院事業改革について聞く。かつて本宮市、三春町、猪苗代町にあった県立病院は閉院し、その後本宮市には後継の病院施設は整備されず、三春町と猪苗代町には整備され今に至る。現在、その後継病院が大変な状況にあると思うが、どのように認識しているか。

#### 地域医療課長

旧県立猪苗代病院、三春病院はそれぞれ町立化して、それぞれの町で指定管理者制度を採用している。町立三春病院は星総合病院と指定管理契約を締結しているが、昨今の赤字経営に伴い、今年度末での閉院が決まっている。

これまでも県においては、星総合病院、三春町、県の関係機関と合同で存続もしくは継続について協議してきたが、来年4月を目途に、新たな指定管理候補者を探すことで合意形成している。

引き続き地域の医療提供体制を守っていく観点から、町に対する支援、助言に努めていきたい。

#### 佐藤政隆委員

今回、新設の診療所について支援するとのことであるが、県が先進的に取り組んだ本宮市、猪苗代町、三春町のうち、特に本宮市は二次医療圏が県北であるが、郡山市が近いとの理由で県立病院が閉院した経過がある。そこで、県立病院の二次医療圏における位置づけを聞く。

また、県北、県中、いわき医療圏は医師数が充足していると聞くが、県立医科大学の医師数は県北医療圏の医師数に含まれているのか。

#### 医療人材対策室長

国が2年に1度医師数の統計を取っているが、県北医療圏には県立医科大学の医師数も含めて計上している。

佐藤政隆委員

県北医療圏としては医師数が充足しているが、それは県立医科大学があつてこそだと思つている。本宮市は医療圏のはざまにある。県立病院が閉院した背景には、本宮市が県中医療圏に近く利便性が高いだろうとの考へがあつたが、本来であれば県北医療圏内で完結する必要がある、二次医療圏の細部についてしっかりと管理してほしいが、医療圏の考へ方があれば聞く。

地域医療課長

現在県内で6つの医療圏を設定し、地域医療構想や医療計画等においてそれぞれ事業を定めているが、医療圏ごとに完全に区切られるわけではなく、患者もしくは経済動向も含め隣圏との相互関係で行われている部分もあると思う。医療圏に関する議論も含めて、患者の流出入に対してどのような医療提供体制が円滑かつ効率的で、なおかつ住民が分かりやすい医療提供体制を構築するか、現在、地域医療構想でも取り組んでいる。2040年を見据えた新しい地域医療構想の策定に来年度から着手するため、しっかり検証、議論を進めていきたい。

佐藤政隆委員

地域医療は今後ますます大変な状況になると思う。今後ともよろしく願う。

水野さちこ委員

本県は健康長寿県を目指しており、12月5日に内外情勢調査の場で、知事が1時間余り講演した。様々なワーストがあつたが、そのワースト順位が若干改善しているとの発表もあつた。平均寿命と健康寿命があり、健康で長生きすることが誰もが目指すところで、健康で長生きできれば、介護や通院が不要となる。私の手元にある資料では、令和2年と元年では、男性は平均寿命と健康寿命の差が8.32年、女性は11.44年であり、健康でない状態で長生きしているとの結果が出ている。そこで、このワーストが少しずつ改善したことで、健康寿命と平均寿命の差が縮まっているのか聞く。

健康づくり推進課長

健康寿命は延伸していない。食塩の摂取量については改善が見られ、これまでワースト2位だったが、12月上旬の発表では男性はワースト11位、女性はワースト20位であつた。「みんなでチャレンジ減塩・禁煙・脱肥満」のスローガンを掲げ、健康指標を改善し住み慣れた地域で自活していくことを目指している。健康寿命と平

均寿命の差はそこまで縮まってはいないが、健康寿命を延ばす様々な施策を幅広い世代に展開している。

水野さちこ委員

この差を縮めるのは難しいが、差が縮まるのが本人のためである。塩分摂取量の改善も県が先頭に立って大々的に取り組んだ成果だと思う。ほかの健康指標についても広報活動など様々な場で訴えることで、知事が述べるように、地道に前に進んでいくと思うので、よろしく願う。要望である。

今井久敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、保健福祉部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時44分 休憩)

(午後 1時45分 開議)

今井久敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案10件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

今井久敏委員長

初めに、議員提出議案第123号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

可決の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第123号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第124号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第124号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第125号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第125号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第126号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第126号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第127号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第127号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第128号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第128号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第129号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第129号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第130号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

否決の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

今井久敏委員長

議員提出議案第130号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第107号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

今井久敏委員長

継続審査議案第107号については、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続審査議案第108号について、各委員の意見を聞く。

水野透委員

継続の方向で願う。

渡部英明委員

継続の方向で願う。

水野さちこ委員

継続の方向で願う。

今井久敏委員長

継続審査議案第108号については、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

今井久敏委員長

初めに、請願87号については、さきに審査した議員提出議案第123号に関連していることから、採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願88号については、さきに審査した議員提出議案第125号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願89号については、さきに審査した議員提出議案第126号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

今井久敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願90号については、さきに審査した議員提出議案第127号に関連していることから、意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月22日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月19日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、警察本部及び病院局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時55分 散会)